明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に、「当該土地が」を「、当該土地で」に、「以外」を「（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該」を「当該」に、「価格」を「価格」に改め、同表の第四号中「平成二十九年度」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に、「（当該土地が」を「、当該土地で」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該」を「当該」に、「価格）」を「価格」に改め、同表の第六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地」を「通常市街化区域農地である当該土地」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に、「（当該土地が」を「、当該土地で」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該」を「当該」に、「価格）」を「価格」に改め、同表の第四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地」を「通常市街化区域農地である当該土地」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地」を「通常市街化区域農地である当該土地」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改める。

7　附則第十九条の二の二第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条第二項から第六項までの規定の適用を受ける土地に係る平成三十一年度以降の各年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
基準年度に係る賦課期日に所在する土地（以下「基準年度の土地」という。）	基準年度	当該基準年度の土地の基準年度の価格
基準年度の土地で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第二年度	当該基準年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であつては当該基準年度の土地とその状況が類似する宅地のあつて当該基準年度の固定資産税の課税標準とされる宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準と比準する価格を固定資産評価基準により補正した価格（当該基準年度の土地で市街化区域農地（田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該基準年度の土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格
基準年度の土地で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該基準年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であつては当該基準年度の土地とその状況が類似する宅地のあつて当該基準年度の固定資産税の課税標準とされる宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準と比準する価格を固定資産評価基準により補正した価格（当該基準年度の土地で市街化区域農地（田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該基準年度の土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格
第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地	第二年度	田園住居地域内市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第二年度の土地で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該第二年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該第二年度の土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格（当該第二年度の土地で市街化区域農地（田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該第二年度の土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格
第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地	第三年度	田園住居地域内市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格

8　附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（平成三十二年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成三十一年度	当該土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二　第一項の表の第二号に掲げる土地	平成三十一年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であつては当該土地とその状況が類似する宅地のあつて当該年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格（当該土地で市街化区域農地（田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
三　第一項の表の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四　第一項の表の第四号に掲げる土地	平成三十一年度	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
五　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格